私は、現在、事件・令状担当事務官として働いています。

事件事務とは、おおまかに事件の受理と処理を行うことで、検察庁における刑事手続の窓口を担っています。事件を受理するには、警察等の捜査機関から送られてきた事件記録について、法律上定められた手続に従っているか、記録の記載内容を確認する必要があります。事件の処理手続は、検察官が捜査を遂げた事件を起訴や不起訴にする際に、事件の処分に必要な起訴状や捜査書類について、点検を行った上で、裁判所に提出したり、事件記録を他の担当に引き継いだりすることです。

令状事務とは、裁判所に対して逮捕状や勾留状などの令状を請求し、その執行を行うほか、 被疑者、被告人の身柄拘束期間の管理などを行っています。

特にやりがいを感じるのは、身柄事件の受理です。身柄事件とは、よくニュースで、「身柄が送検された」と取り上げられるような、被疑者が身柄を拘束されたまま送られてくる事件のことです。このような身柄事件は、法律により受理するのに時間制限が設けられています。限られた時間の中で、逮捕手続等に間違いがないか丁寧に点検しなければなりません。特に気を引き締めて臨まなければなりませんが、問題なく事務処理できた時には達成感を得ることができます。

検察事務官としての業務全てに言えますが、一つの間違いが被疑者等の人権に重大な不利益を与えてしまいます。そのため、法律等の正確な知識の習得に努めています。業務を遂行する中で疑問があれば、気軽に上司や先輩方に相談できる環境が整っており、指導いただくことで、少しずつですが事務官として日々成長できていると感じます。